

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		合併協議会設置請求代表者証明書の交付
根拠法令(例規)及び条項		市町村の合併の特例に関する法律施行令第 1 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年政令第 55 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		美唄デザイン課デザイン係
審 査 基 準	基 準	(代表者証明書の交付等) 第 1 条 市町村の合併の特例に関する法律(以下「法」という。)第 4 条第 1 項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする代表者(以下「請求代表者」という。)は、合併対象市町村の名称及び請求の内容その他必要な事項を記載した書面(以下「合併協議会設置請求書」という。)を添えて、その者の属する市町村の長に対し、請求代表者であることを証明する書面(以下「代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。 <u>2 前項の規定による申請があったときは、当該市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</u> 3 代表者証明書の交付を受けた請求代表者が 2 人以上ある場合において、その一部の請求代表者が法第 5 条第 30 項において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 6 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の請求代表者は、当該代表者証明書を添えて、当該市町村の長に届け出て、当該代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。 4 市町村の選挙管理委員会は、代表者証明書の交付を受けた請求代表者が法第 5 条第 30 項において準用する地方自治法第 74 条第 6 項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を当該市町村の長に通知しなければならない。 5 当該市町村の長は、第 3 項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該請求代表者が法第 5 条第 30 項において準用する地方自治法第 74 条第 6 項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		同一請求代表者証明書の交付
根拠法令(例規)及び条項		市町村の合併の特例に関する法律施行令第 27 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年政令第 55 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		美唄デザイン課デザイン係
審 査 基 準	基 準	(同一請求代表者証明書の交付等) 第 27 条 同一請求代表者は、前条第 2 項の規定により合併協議会設置同一請求書の返付を受けた日から 7 日以内に、当該合併協議会設置同一請求書を添えて、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、同一請求代表者であることを証明する書面(以下「同一請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。 2 前項の規定による申請があったときは、当該同一請求関係市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。 3 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。 <u>4 同一請求関係市町村の長は、前項の規定による通知を受けたときは、同一請求代表者に対し、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これらを報告しなければならない。</u> 5 一の同一請求関係市町村において同一請求代表者証明書の交付を受けた同一請求代表者が 2 人以上ある場合において、その一部の同一請求代表者が法第 5 条第 30 項において準用する地方自治法第 74 条第 6 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の同一請求代表者は、当該同一請求代表者証明書を添えて、当該同一請求代表者証明書を交付した同一請求関係市町村の長に届け出て、当該同一請求代表者証明書に同一請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30 日～90 日
備 考		